

# 令和元年度 外国人介護人材の早期確保事業の実施

## 1 趣旨

外国（フィリピン）において、外国人介護職員候補者を対象に、静岡県内の介護事業所とのマッチングイベントを開催し、主に技能実習制度（別紙参照）により県内介護事業所への就業を誘導する。

## 2 マッチングイベント

- (1) 日 程：令和2年2月（予定）
- (2) 場 所：フィリピン国内、マニラ首都圏の大学（予定）

## 3 外国人介護職員候補者

現地看護大学生、実務経験者（ケアギバー取得者）

## 4 マッチングイベントの内容及び応募条件

- (1) 静岡県内に介護事業所のある法人で、フィリピンへ渡航の上、マッチングイベントに参加できる法人
  - ※応募多数の場合は、御希望に添えないこともありますので、あらかじめ御了承ください
- (2) 事業の趣旨に賛同し、外国人介護職員の受入に積極的であること。
- (3) 受け入れた外国人介護職員を長期的に育成・雇用する意向があること。
- (4) イベント参加費は無料。
  - ※ただし、渡航や現地滞在に係る費用は法人負担となります。

## 5 スケジュール（予定）

令和元年10月	事前説明会の開催（東部、中部、西部で実施） 参加法人募集開始（参加表明書、求人票の提出）
11月	募集締切り
12月	マッチングイベント参加法人の確定
令和2年2月	現地にてマッチングイベント開催
7月～9月	介護人材の受入れ

## 6 問合せ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課介護人材班 粂田・杉山  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階  
電 話：054-221-2314  
F A X：054-221-2142  
e-mail：kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

## 外国人介護人材受入れ方法の比較（技能実習と特定技能）

項目	技能実習制度	特定技能
最長滞在可能期間	5年間 ※技能実習3年経過後、特定技能へ変更可能（最長10年）	5年間
求められる日本語能力	<p>入国時要件： 日本語能力試験N4合格程度 入国から1年後要件： 日本語能力試験N3合格程度</p> <p>※1年後にN3程度に満たない場合は、雇用されている事業所で日本語を学ぶことを条件に、引き続き3年目まで在留することが可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語能力試験N4合格</li> <li>介護日本語評価試験合格 介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の日本語水準</li> </ul> <p>※技能実習3年を修了した者又は介護福祉士養成施設を卒業した者は、必要な日本語能力を満たしているとして、試験等を免除</p>
求められる介護等の知識・経験	<p>同等業務従事経験、職歴要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国にて介護施設等で、日常生活支援等の業務に従事した経験を有する者</li> <li>外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者</li> <li>外国政府による介護士認定等を受けた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技能評価試験合格 介護業務の基盤となる能力や考え方にに基づき、利用者の心身の状況に応じた介護が自ら一定程度実践できるレベル</li> </ul> <p>※上記と同様に試験等を免除</p>
受入調整機関等	監理団体	登録支援機関によるサポート
勤務可能サービス種別	訪問系サービス以外	訪問系サービス以外
夜勤の可否	<p>条件付で可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入国2年目以降</li> <li>技能実習生以外の職員の配置が必要</li> </ul>	可能
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>EPA介護福祉士候補者として就労し、一定の試験結果を得た者は、技能試験及び日本語試験を免除。</li> </ul>